6  
2025

2025年6月1日改正労働安全衛生規則が施行

# 熱中症対策が義務化されます

～職場における熱中症の重篤化を防ぐため、労働安全衛生規則が改正されました～

職場における熱中症による死亡災害が2年連続で30人レベルに達し、そのほとんどが初期症状の放置・対応の遅れに原因があるとみられています。

こうした状況をうけ、厚生労働省は、労働安全衛生規則の一部を改正し2025年6月1日より施行。熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し「早期発見のための体制整備」「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」「関係作業への周知」を義務付けました。

対応を怠ると「6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金」が適用されます。

## ■ 事業者には義務付けられる熱中症の対応

### ■ 基本的な考え方

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止します。

#### 見つける

例) 作業員の様子がおかしい

#### 判断する

例) 医療機関への搬送  
救急隊の要請

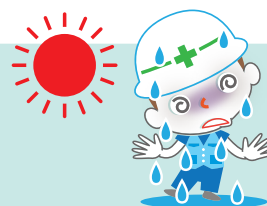
#### 対処する

例) 救急車到着まで作業服を脱がせ水をかけ全身を急速冷却

### ■ 現場における対応

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブル デバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。



2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に 迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(裏面のフロー図を参考例として)の作成及び関係 作業員への周知

※作業強度や着衣の状況等によっては、対象の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。



### ■ 対象の作業

「WBGT28度以上または気温31度以上の環境下で連続1時間以上または1日4時間を超過して実施」が見込まれる作業



WBGT基準値とは  
暑熱環境による熱ストレスの  
評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z8504を参考に実際の作業現場で測定実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握。

裏面でも引き続き、熱中症対策についてご紹介しています。

裏面へ

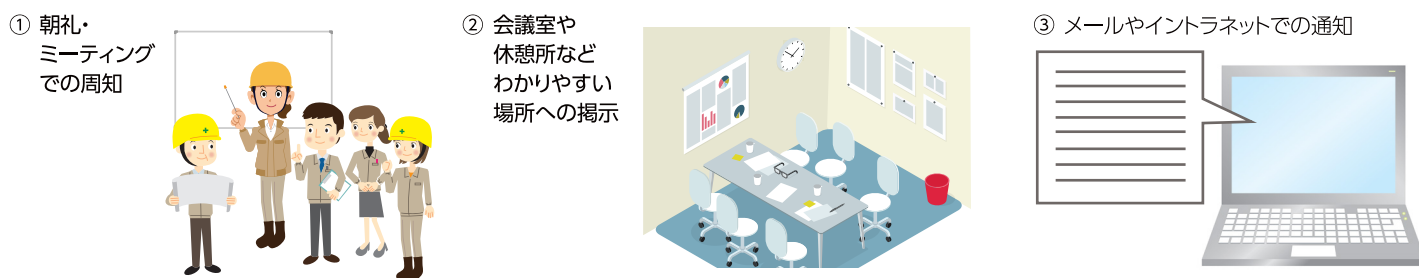
## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例フロー図



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

## 手順や連絡体制の周知の一例 全体に周知できるよう気が付く様な周知方法が必要です。



詳しくは厚生労働省の「職場における熱中症予防情報」をご覧ください。(https://neccyusho.mhlw.go.jp/)

**ハウステック**  
**施工事例コンテスト**  
**2025**

**募集期間** 2025.5.1 THU ~ 7.31 THU

ハウステック商品をご採用いただいたプロユーザー様を対象に  
施工事例を募集し、優秀な作品を表彰する  
「ハウステック施工事例コンテスト2025」を開催いたします！

### 施工事例コンテスト2025開催

多くのお施主様にこだわりが詰まった施工事例を  
ご覧いただける機会です。

素敵な作品は

ハウステック公式  
Instagramに投稿

フォロワー ※1  
**3.2万人**

ホームページにも貴社ホームページリンクを  
付けて掲載します。

ぜひ、奮ってご応募ください！

詳しくはこちらからご確認ください

### 編集後記

これからの季節、気温がどんどん上がっていきます。義務化される熱中症対策を今一度見直してみて、事故のない作業環境を作っていきたいですね。

※1 2025年5月27時点

ハウステック  
公式SNSで  
情報発信中！

